

児童手当・乳幼児医療費助成制度・児童育成手当についてのお知らせ

お問い合わせは町田市コールセンター ☎724・5656へ

児童手当

児童手当は小学校第6年修了前の児童を養育し、かつ所得が一定の限度額未満の方に支給されます。健康保険証が必要となります。健康保険証で厚生年金等への加入状況が確認できない方は、年金加入証明書が必要となります。平成18年1月2日以降町田市に転入された方は、平成18年度の児童手当用の所得証明書(区市町村によって名称が異なります)が必要となります。平成18年1月1日に住民登録していた区市町村からお取り寄せ下さい。

5月1日の請求から、新年度となり、前年度所得超過等で児童手当が支給されなかった方やまだ請求していない方等で支給対象と思われる方は、ご請求下さい。所得限度額は左表のとおりです。

すでに、制度改正による通知で請求されている方は手続きの必要はありません。手当は請求した月の翌月から支給対象となります。

乳幼児医療費助成制度

町田市に住所のある小学校就学前の乳幼児を養育している保護者に対して、お子さんの医療費の保険診療分を助成しています。この制度には、保護者の所得制限がありますが、3歳児まで(4歳児未満)は、乳幼児医療費助成制度・平成17年度所得限度額表(左下表)のとおりです。

児童手当・児童育成手当 平成18年度(17年中)所得限度額表 (円)

税法上の扶養人数	児童手当		児童育成手当
	国民年金加入または年金未加入	厚生年金等加入	
0人	4,600,000	5,320,000	3,604,000
1人	4,980,000	5,700,000	3,984,000
2人	5,360,000	6,080,000	4,364,000
3人	5,740,000	6,460,000	4,744,000
4人	6,120,000	6,840,000	5,124,000

1人増えるごとに380,000円加算

扶養人数とは平成17年中の税法上の扶養人数です。所得(給与所得者は給与所得控除後の額)から控除額一覧表のものを控除して所得を確認して下さい。

控除額一覧表 (円)

各種控除	児童手当・乳幼児医療費助成	児童育成手当
雑損・医療費	相当額	相当額
小規模企業共済掛金	相当額	相当額
配偶者特別控除	-	相当額
特定扶養(1人につき)	-	250,000
老人扶養(1人につき)	60,000	100,000
老人控除対象配偶者	60,000	100,000
障害者控除	その他	270,000
	特別	400,000
寡婦(夫)控除	一般	270,000
	特定	350,000
勤労学生控除	270,000	270,000
老年者控除(17年度まで)	500,000	500,000
社会保険料控除	80,000	80,000

乳幼児医療費助成制度 平成17年度(16年中)所得限度額表 (円)

税法上の扶養人数	国民年金加入または年金未加入	厚生年金等加入
0人	3,010,000	4,600,000
1人	3,390,000	4,980,000
2人	3,770,000	5,360,000
3人	4,150,000	5,740,000
4人	4,530,000	6,120,000

1人増えるごとに380,000円加算

扶養人数とは平成16年中の税法上の扶養人数です。所得(給与所得者は給与所得控除後の額)から控除額一覧表のものを控除して所得を確認して下さい。

【新年度の申請について】
新年度の資格(平成18年10月1日以降の資格)については、平成18年度(17年中)の所得で審査します。前年度所得超過等で資格がなかった方で、平成18年度(17年中)の所得が限度内と思われる方は申請して下さい。
【所得限度額について】
平成18年9月30日までの資格の所得限度額については、「乳幼児医療費助成制度・平成17年度所得限度額表(左下表)」のとおりです。
【児童育成手当】月額1万3500円
父または母が死亡、離婚、重度の障がい、生死不明、1年以上の遺棄、法令による1年以上の拘禁など、または、婚姻によらないで出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかに該当する、昭和63年4月2日以降に生まれた児童を扶養している方
【児童育成手当の障害手当】月額1万5500円
父または母が死亡、離婚、重度の障がい、生死不明、1年以上の遺棄、法令による1年以上の拘禁など、または、婚姻によらないで出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかに該当する、昭和63年4月2日以降に生まれた児童を扶養している方
【児童育成手当の障害手当】月額1万5500円

【児童育成手当】月額1万3500円
父または母が死亡、離婚、重度の障がい、生死不明、1年以上の遺棄、法令による1年以上の拘禁など、または、婚姻によらないで出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかに該当する、昭和63年4月2日以降に生まれた児童を扶養している方
【児童育成手当の障害手当】月額1万5500円
父または母が死亡、離婚、重度の障がい、生死不明、1年以上の遺棄、法令による1年以上の拘禁など、または、婚姻によらないで出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかに該当する、昭和63年4月2日以降に生まれた児童を扶養している方
【児童育成手当の障害手当】月額1万5500円

児童育成手当

児童育成手当は次の要件に該当する方で所得が一定の限度額未満の方に支給されます。
【児童育成手当】月額1万3500円
父または母が死亡、離婚、重度の障がい、生死不明、1年以上の遺棄、法令による1年以上の拘禁など、または、婚姻によらないで出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかに該当する、昭和63年4月2日以降に生まれた児童を扶養している方
【児童育成手当の障害手当】月額1万5500円

【児童育成手当】月額1万3500円
父または母が死亡、離婚、重度の障がい、生死不明、1年以上の遺棄、法令による1年以上の拘禁など、または、婚姻によらないで出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかに該当する、昭和63年4月2日以降に生まれた児童を扶養している方
【児童育成手当の障害手当】月額1万5500円

【児童育成手当】月額1万3500円
父または母が死亡、離婚、重度の障がい、生死不明、1年以上の遺棄、法令による1年以上の拘禁など、または、婚姻によらないで出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかに該当する、昭和63年4月2日以降に生まれた児童を扶養している方
【児童育成手当の障害手当】月額1万5500円

介護保険料の改定

月額基準額が4700円に

5月1日の請求から、新年度となり、前年度所得超過等で児童手当が支給されなかった方やまだ請求していない方等で支給対象と思われる方は、ご請求下さい。所得限度額は前年度と同額です。
すでに、この手当を町田市で受給している方は手続きの必要はありません。なお、手当は請求した月の翌月から支給対象となります。
【児童育成手当】月額1万3500円
父または母が死亡、離婚、重度の障がい、生死不明、1年以上の遺棄、法令による1年以上の拘禁など、または、婚姻によらないで出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかに該当する、昭和63年4月2日以降に生まれた児童を扶養している方
【児童育成手当の障害手当】月額1万5500円

(表1) 【介護保険料】 平成18~20年度

年額保険料は、月額基準額4,700円に保険料率を乗じ、12か月分にしたものです(100円未満の端数切捨て)。

段階	世帯員の市民税	該当要件		保険料率
		本人の市民税及び合計所得金額等	生活保護受給者	
第1段階	課税	前年中的課税対象となる公的年金収入額と前年の合計所得金額の合計が80万円以下	老齢福祉年金受給者	0.45 25,300円
		第1・2段階以外		0.70 39,400円
第2段階(新段階)(旧第2段階)	非課税	第1~3段階以外		1.00 56,400円
		前年の合計所得金額が200万円未満		1.25 70,500円
第3段階(旧第2段階)	課税	前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満		1.50 84,600円
		前年の合計所得金額が500万円以上		2.00 112,800円
第4段階(旧第3段階)				1.00 56,400円
第5段階(旧第4段階)				1.25 70,500円
第6段階(旧第5段階)				1.50 84,600円
第7段階(旧第6段階)				2.00 112,800円

介護保険料の激変緩和措置

(表2) 【介護保険料の激変緩和措置】

上昇となる段階	市民税が課されていないとした場合の段階	保険料率	
		年額保険料	年額保険料
第4段階	第1段階	0.63 35,500円	0.81 45,600円
	第2段階	0.66 37,200円	0.83 46,800円
	第3段階	0.80 45,100円	0.90 50,700円
第5段階	第1段階	0.71 40,000円	0.98 55,200円
	第2段階	0.75 42,300円	1.00 56,400円
	第3段階	0.88 49,600円	1.06 59,700円
	第4段階	1.08 60,900円	1.16 65,400円

要件 地方税法上の個人住民税に係る経過措置対象者(昭和15年1月2日以前の生まれで、前年の合計所得金額が125万円以下の方)本人非課税で、同一世帯に経過措置対象者以外の課税者がいない方

低所得者への対応

負担能力の低い層に対して、新たな賦課段階(第2段階)を設け、この層の負担額を引き下げました。これにより保険料の賦課段階が7段階となりました(表1参照)。

税制改正による影響を緩和

税制改正に伴い、介護保険料の賦課段階が上昇となる一方で、市民税課の経過措置対象者またはその対象者と同じ世帯で非課税者となる方には、平成18年度及び平成19年度賦課額を軽減します(表2参照)。

介護保険料の通知

介護保険料の本算定は、市民税等の賦課情報を基に、7月に決定し、通知します。

町田市職員募集

募集職種	募集人員	受験資格	日程等
学芸員	2人	1951(昭和26)年4月2日以後に生まれた方「近代日本文学を専攻し学芸員の資格を有する方」または「学芸員の資格を有し文学関係資料の展示の実務経験がある方」	申込受付: 5月22日(月)~24日(水) 郵送受付: 5月22日(月)まで 消印有効 第1次選考: 提出書類による書類選考 第2次選考: 6月5日(月) 1次合格者採用予定時期: 2006年7月15日以降

地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は受験できません。募集要項と申込書は市役所、各市民センターで配布します。また町田市ホームページからもダウンロードできます。お問い合わせは、職員課(☎722・3111内線2241・2242)へ。